

お知らせ

多面的機能支払交付金活動に取り組む皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る活動について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、多面的機能支払交付金を活用した地域の共同活動を行う際には、下記に留意して実施してください。

◆活動の実施にあたって、感染防止に努めてください。

【対応例】

- ・参加者の検温
- ・手指の消毒とマスクの着用
- ・作業間隔を広くとる
- ・体調不良時は無理をしない
- ・連絡体制の整備 等

◆ 喫緊に行う活動は必要最小限にとどめ、可能なものは事態が収束後に行うことや規模を縮小すること等、検討してください。総会等の意思決定については、書面やメール等による開催や議決も可としています。

◆ 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から活動を行わないとすることもできます。手続等については、下記のお問合せ先にご相談ください。

活動実施にあたっては、組織内の合意を得ておくことが重要です。

お問合せ先

各市町村	多面的機能支払交付金担当課	
県庁	農村計画課	023 - 630 - 2506 (多面的機能担当)
村山総合支庁	農村計画課	023 - 621 - 8261
最上総合支庁	農村計画課	0233 - 29 - 1339
置賜総合支庁	農村計画課	0238 - 35 - 9055
庄内総合支庁	農村計画課	0235 - 66 - 5554
山形県多面的機能支払推進協議会		023 - 647 - 8851

詳しくは、市町村担当課又は県総合支庁農村計画課にご相談ください。